

○武雄市個人情報保護条例施行規則

平成18年3月1日

規則第12号

改正 平成27年10月15日規則第34号

平成28年3月31日規則第8号

令和3年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、武雄市個人情報保護条例（平成18年条例第12号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、実施機関が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第6条第1項前段の規定による届出は、個人情報取扱事務開始届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項第6号の実施期間が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 個人情報の目的外利用又は外部提供の有無
- (5) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (6) 閲覧制度の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第6条第1項後段又は第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止・変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(目的外利用等の手続)

第3条 条例第8条第1項ただし書の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供しようとする者は、個人情報目的外利用申請書（様式第3号）又は個人情報外部提供申請書（様式第4号）により申請を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、口頭によることができる。

2 前項の規定による申請の可否は、個人情報目的外利用可否決定通知書（様式第5号）又は個人情報外部提供可否決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 実施機関は、条例第11条の規定により個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を置き、個人情報取扱事務を所管する課の長をもって充てる。

(個人情報開示請求書)

第5条 条例第17条第1項の規定による請求は、個人情報開示請求書(様式第7号)により行うものとする。

(本人等の確認に必要な書類)

第6条 条例第17条第2項に規定する本人であることを証する書類は、次の各号のいずれかに該当する書類であって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が定める書類

2 条例第17条第2項に規定する代理人であることを証する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該代理人の氏名及び住所が記載されているもの

(2) 代理権を有することを証明するものとして市長が定める書類

(死者との関係を示す書類)

第7条 条例第17条第3項に規定する条例第13条第2項各号に該当する請求権者であることを証する書類は、次のとおりとする。

(1) 条例第13条第2項第1号(条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定により開示等請求をしようとする場合 請求者が相続人であることを証するもののほか、当該請求の内容が条例第13条第2項第1号に規定する相続した財産に係るものであることを示すもの

(2) 条例第13条第2項第2号(条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定により開示等請求をしようとする場合 請求者が相続人であることを証するもののほか、当該請求の内容が条例第13条第2項第2号に規定する損害賠償請求権等に係るものであることを示すもの

(3) 条例第13条第2項第3号(条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定により開示等請求をしようとする場合 請求者が配偶者、子又は父母であることを証するもののほか、当該請求の

内容が条例第13条第2項第3号に規定する慰謝料請求権、遺贈に係る財産等に係るものであることを示すもの

- (4) 条例第13条第2項第4号(条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定により開示等請求をしようとする場合 請求者が未成年で死亡した子の親権者であったことを証するもの  
(個人情報開示決定通知書等)

第8条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第8号)  
(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第9号)  
(3) 個人情報を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書(様式第10号)

2 条例第18条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(様式第11号)により行うものとする。

(開示の実施等)

第9条 個人情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該個人情報を汚損、破損及び抜き取り等しないよう丁寧に取り扱いなければならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該個人情報の閲覧若しくは視聴の中止又は禁止をすることができる。

3 写しの交付をするときの部数は、個人情報が記載された公文書1件につき1部とする。

(個人情報訂正請求書等)

第10条 条例第23条の規定による請求は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める請求書により行うものとする。

- (1) 条例第20条の規定による訂正の請求 個人情報訂正請求書(様式第12号)  
(2) 条例第21条の規定による削除の請求 個人情報削除請求書(様式第13号)  
(3) 条例第22条の規定による中止の請求 個人情報中止請求書(様式第14号)

2 訂正、削除又は中止の請求をしようとする者は、事実合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(個人情報訂正決定通知書等)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応

じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第15号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第16号)
- (3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)
- (4) 個人情報を削除する旨の決定 個人情報削除決定通知書(様式第18号)
- (5) 個人情報の一部を削除する旨の決定 個人情報部分削除決定通知書(様式第19号)
- (6) 個人情報を削除しない旨の決定 個人情報不削除決定通知書(様式第20号)
- (7) 個人情報の目的外利用等を中止する旨の決定 個人情報中止決定通知書(様式第21号)
- (8) 個人情報の一部の目的外利用等を中止する旨の決定 個人情報部分中止決定通知書(様式第22号)
- (9) 個人情報の目的外利用等を中止しない旨の決定 個人情報不中止決定通知書(様式第23号)

2 条例第24条第3項による決定は、個人情報訂正請求等決定期間延長通知書(様式第24号)により行うものとする。

(費用負担)

第12条 条例第25条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、市長が別に定める。

2 前項の費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(運用状況の公表)

第13条 条例第35条の規定による運用状況の公表は、武雄市広報等により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の武雄市個人情報保護条例施行規則(平成17年武雄市規則第24号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 27 年規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務開始届出書

年 月 日

武雄市長 様

武雄市個人情報保護条例第6条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

実施機関名					事務の種別	<input type="checkbox"/> 共通事務	<input type="checkbox"/> 個別事務
課及び係名					開始年月日	年	月 日
個人情報取扱事務の名称							
個人情報取扱事務の目的							
個人情報取扱事務の根拠法令等							
個人情報の対象者の範囲							
基本的事項	心身の状況	社会生活	思想・宗教等	その他			
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 性格・性質	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想信条 <input type="checkbox"/> 加入・支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報 収集根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会意見	<input type="checkbox"/> 意見要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内及び他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他( )						
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない(マニュアル処理のみ) <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む オンラインの結合による外部提供 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
個人情報の目的外利用・外部提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内及び他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( ) 条例第8条第1項第 号該当						
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 委託先名( )						
法令等による閲覧等の制度の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 法令等名( )						
備考欄(同意欄) ※ 特に説明を要する事項を記載してください。							

様式第2号(第2条関係)

個人情報取扱事務廃止・変更届出書

年 月 日

武雄市長 様

個人情報取扱事務を廃止・変更したので、武雄市個人情報保護条例第6条第1項後段・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

実施機関名		事務の種別	<input type="checkbox"/> 共通事務	<input type="checkbox"/> 個別事務
課及び係名		廃止・変更年月日	年	月 日
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更			
個人情報取扱事務 の名称				
廃止・変更の理由				
廃止・変更の内容	変更前		変更後	
備考欄				

※「備考欄」は、当該事務で使用した個人情報が記録されたものの廃棄方法、消去方法等個人情報の保護に関する留意事項を記入すること。

様式第3号(第3条関係)

個人情報目的外利用申請書

年 月 日

武雄市長 様  
(所管課)

(利用課)

(注) 押印不要

個人情報の目的外利用をしたいので、武雄市個人情報保護条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
個人情報の内容	
利用業務名及び利用目的	
該当する根拠条項	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号に該当(法令等) 根拠法令名( ) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号に該当(本人同意) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号に該当(緊急) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第5号に該当(審議会)
利用区分	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る個人情報
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務 <input type="checkbox"/> 臨時事務

様式第4号(第3条関係)

個人情報外部提供申請書

年 月 日

武雄市長 様

申請者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

電話

個人情報の外部提供を受けたいので、武雄市個人情報保護条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
個人情報の内容	
利用目的	
利用区分	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る個人情報
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
管理方法	

様式第5号(第3条関係)

個人情報目的外利用可否決定通知書

年 月 日

(実施機関) 様

武雄市長  
(所管課)



年 月 日付で申請のあった個人情報の目的外利用については、次のとおり決定したので、武雄市個人情報保護条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可(武雄市個人情報保護条例第8条第1項第 号を適用) <input type="checkbox"/> 否
個人情報取扱事務の名称	
個人 情 報 の 内 容	
利用業務名及び利用目的	
利 用 の 条 件	
不 承 認 の 理 由	

様式第6号(第3条関係)

個人情報外部提供可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、申請のあった個人情報の外部提供については、次のとおり決定したので、武雄市個人情報保護条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可(武雄市個人情報保護条例第8条第1項第 号を適用) <input type="checkbox"/> 否
個人情報取扱事務の名称	
個人情報の内容	
外部提供の条件	
不承認の理由	
所 管 課	電話番号

様式第7号(第5条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

武雄市長 様

請求者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話

武雄市個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の件名又は内容	
開示の方法	1 閲覧      2 視聴      3 写しの交付

開示請求に係る個人情報の本人以外の方が開示請求する場合には、次の欄にも記入してください。

個人情報の本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号)
代理人による開示請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他( )
死者の個人情報の開示請求に係る事由の区分	1 相続財産 2 相続した損害賠償請求権等 3 慰謝料請求権等 4 死亡時に未成年であった子に関する情報 5 その他( )

注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証・旅券等)を提出し、又は提示してください。

2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

《職員記載欄》 この欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 代理人( )
	<input type="checkbox"/> 死者の個人情報( )
所管課	電話番号

様式第8号(第8条関係)

個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日( 曜日)午前 時 分 午後 時 分
開示の場所	
所管課	電話番号

- 注 1 当日は、上記の開示場所においてこの通知を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証・旅券等)を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

様式第9号（第8条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の開示については、次のとおりその一部を開示することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対し審査請求をすることができます。

開示請求に係る個人情報の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日（ 曜日）午前 時 分 午後 時 分
開示の場所	
個人情報の一部を開示としない理由	武雄市個人情報保護条例第14条第 号の規定に該当 (理由)
所管課	電話番号

注 当日は、上記の開示場所においてこの通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証・旅券等）を提示してください。

様式第10号（第8条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求のあった個人情報の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、武雄市個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対して審査請求をすることができます。

開示請求に係る個人情報の 件名又は内容	
個人情報を開示しない理由	1 武雄市個人情報保護条例第14条 号の規定に該当 2 武雄市個人情報保護条例第16条の規定に該当 3 開示請求があった個人情報が存在しません (理由)
所 管 課	電話番号

様式第11号(第8条関係)

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の開示については、武雄市個人情報保護条例第18条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の件名又は内容	
武雄市個人情報保護条例第18条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	電話番号

様式第12号(第10条関係)

個人情報訂正請求書

年 月 日

武雄市長 様

申請者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

武雄市個人情報保護条例第23条の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の件名又は内容	
訂正請求の箇所	
訂正請求の内容	訂正前
	訂正後

訂正請求に係る個人情報の本人以外の方が訂正請求する場合には、次の欄にも記入してください。

個人情報の本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号)
代理人による訂正請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他( )
死者の個人情報の訂正請求に係る事由の区分	1 相続財産 2 相続した損害賠償請求権等 3 慰謝料請求権等 4 死亡時に未成年であった子に関する情報 5 その他( )

注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証・旅券等)を提出し、又は提示してください。

2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

《職員記載欄》 この欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 代理人( )
	<input type="checkbox"/> 死者の個人情報( )
所管課	電話番号

様式第13号(第10条関係)

個人情報削除請求書

年 月 日

武雄市長 様

申請者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

武雄市個人情報保護条例第23条の規定により、次のとおり個人情報の削除を請求します。

削除請求に係る個人情報の件名又は内容	
削除請求の箇所及びその内容	
削除請求の理由	

削除請求に係る個人情報の本人以外の方が削除請求する場合には、次の欄にも記入してください。

個人情報の本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号)
代理人による削除請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他( )
死者の個人情報の削除に係る事由の区分	1 相続財産 2 相続した損害賠償請求権等 3 慰謝料請求権等 4 死亡時に未成年であった子に関する情報 5 その他( )

注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証・旅券等)を提出し、又は提示してください。

2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

《職員記載欄》 この欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 代理人( )
	<input type="checkbox"/> 死者の個人情報( )
所管課	電話番号

様式第14号(第10条関係)

個人情報中止請求書

年 月 日

武雄市長 様

申請者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

武雄市個人情報保護条例第23条の規定により、次のとおり個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求します。

中止請求に係る個人情報の件名又は内容	
中止請求の箇所及びその内容	
中止請求の理由	

中止請求に係る個人情報の本人以外の方が中止請求する場合には、次の欄にも記入してください。

個人情報の本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号)
代理人による中止請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他( )
死者の個人情報の中止請求に係る事由の区分	1 相続財産 2 相続した損害賠償請求権等 3 慰謝料請求権等 4 死亡時に未成年であった子に関する情報 5 その他( )

注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証・旅券等)を提出し、又は提示してください。

2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

《職員記載欄》 この欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 代理人( )
	<input type="checkbox"/> 死者の個人情報( )
所管課	電話番号

様式第15号(第11条関係)

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の訂正については、次のとおり訂正することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る個人情報の 件名又は内容	
訂 正 す る 箇 所	
訂 正 の 内 容	訂正前
	訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
所 管 課	電話番号

様式第16号（第11条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の訂正については、次のとおりその一部を訂正することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対し審査請求をすることができます。

訂正請求に係る個人情報の 件名又は内容	
訂 正 す る 箇 所	
訂 正 の 内 容	訂正前
	訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 し な い 箇 所	
訂 正 し な い 理 由	
所 管 課	電話番号

様式第17号（第11条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対して審査請求をすることができます。

訂正請求に係る個人情報の 件名又は内容	
訂 正 請 求 の 箇 所	
訂 正 請 求 の 内 容	訂正前
	訂正後
訂 正 し な い 理 由	
所 管 課	電話番号

様式第18号(第11条関係)

個人情報削除決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の削除については、次のとおり削除することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

削除請求に係る個人情報の 件名又は内容	
削除する箇所及びその内容	
削 除 年 月 日	年 月 日
所 管 課	電話番号

様式第19号（第11条関係）

個人情報部分削除決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の削除については、次のとおりその一部を削除することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対し審査請求をすることができます。

削除請求に係る個人情報の 件名又は内容	
削 除 す る 箇 所	
削 除 の 内 容	
削 除 年 月 日	年 月 日
削 除 し な い 箇 所	
削 除 し な い 理 由	
所 管 課	電話番号

様式第20号（第11条関係）

個人情報不削除決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の削除については、次のとおり削除しないことと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対して審査請求をすることができます。

削除請求に係る個人情報の件名又は内容	
削除請求の箇所及びその内容	
削除しない理由	
所 管 課	電話番号

様式第21号(第11条関係)

個人情報中止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の目的外利用又は外部提供の中止については、次のとおり中止することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

中止請求に係る個人情報の 件名又は内容	
中止する箇所及びその内容	
中 止 年 月 日	年 月 日
所 管 課	電話番号

様式第22号（第11条関係）

個人情報部分中止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の目的外利用又は外部提供の中止については、次のとおりその一部を中止することと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対し審査請求をすることができます。

中止請求に係る個人情報の 件名又は内容	
中止する箇所	
中止の内容	
中止年月日	年 月 日
中止しない箇所	
中止しない理由	
所 管 課	電話番号

様式第23号（第11条関係）

個人情報不中止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付けで、請求があった個人情報の目的外利用又は外部提供については、次のとおり中止しないことと決定したので、武雄市個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、武雄市長に対して審査請求をすることができます。

中止請求に係る個人情報の 件名又は内容	
中止請求の箇所及びその内容	
中止しない理由	
所 管 課	電話番号

様式第24号(第11条関係)

個人情報訂正請求等決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

武雄市長



年 月 日付で、請求があった個人情報の訂正については、武雄市個人情報保護条例第24条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の 件名又は内容	
武雄市個人情報保護条例第 24条第1項の規定による決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	電話番号

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第2条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第3条関係)  
様式第5号 (第3条関係)  
様式第6号 (第3条関係)  
様式第7号 (第5条関係)  
様式第8号 (第8条関係)  
様式第9号 (第8条関係)  
様式第10号 (第8条関係)  
様式第11号 (第8条関係)  
様式第12号 (第10条関係)  
様式第13号 (第10条関係)  
様式第14号 (第10条関係)  
様式第15号 (第11条関係)  
様式第16号 (第11条関係)  
様式第17号 (第11条関係)  
様式第18号 (第11条関係)  
様式第19号 (第11条関係)  
様式第20号 (第11条関係)  
様式第21号 (第11条関係)  
様式第22号 (第11条関係)  
様式第23号 (第11条関係)  
様式第24号 (第11条関係)